

平成 22 年 6 月 12 日

近隣にお住まいの方々

開発許可等取消訴訟 原告代表

(仮称) 小石川二丁目マンションにかかわる
開発許可等取消訴訟第一回期日のお知らせ

隣地のマンション建設に関連して、道路拡幅を含む開発が進められようとしています。これについては、文京区が開発許可を行っておりますが、その内容には様々な疑問があり、取消されるべきものと考え、住民有志が原告となって、現在、訴訟が提起されております。

下記のとおり、第一回期日が開かれ、原告代表による意見陳述が行われる予定となりました。ご関心のある方におかれましては、ぜひ傍聴に参加していただきたいと思っておりますので、お知らせいたします。

日時：平成 22 年 6 月 30 日（水） 午前 10：30

場所：東京地方裁判所 第 7 0 5 号法廷（7 階）

（地下鉄霞ヶ関駅 A1 出口すぐ（案内板あり））

代理人は鞆の浦景観訴訟等でご活躍の弁護士 日置 雅晴先生です。

裁判は、誰でも傍聴することができます。

当日、丸の内線後樂園駅改札に午前 9：45 に何名か集まって行くことになっています。

以上